

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、農業の生産性向上や農産物の輸送利便性等に大きく寄与する農道の整備状況を把握し、農業農村整備の推進等に必要な資料を提供すること及び地方交付税の算定に用いることを目的とする。

2 調査の対象

令和元年8月1日現在で農道の存在する全国の市町村（東京都特別区にあっては各区ごと）を対象とした（調査対象者数：1,366、回収率100.0%）。

3 調査事項

管理主体別幅員別の農道延長距離、舗装済農道延長距離、農道うちトンネル部延長距離、農道うちトンネル個数、農道うち橋りょう部延長距離及び農道うち橋りょう個数

4 調査期日

令和元年8月1日現在の整備状況について、令和元年10月中旬から12月中旬までに調査した。

5 調査方法

地方農政局等から報告者に対して、調査票を郵送又はオンラインにより配布し政府統計共同利用システム又は電子メールによるオンライン調査（以下「オンライン調査」という。）により回収する自計調査。

なお、報告者の事情によりオンライン調査ができない場合は、郵送又はファクシミリを使用する方法により行う。

6 集計方法

各市町村の調査結果を単純積み上げとした。

7 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

8 全国農業地域の区分

全国農業地域の表章区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

9 用語の解説

農 道

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、調査実施年の8月1日現在で、農道として農道台帳により管理されている幅員1.8m以上の道路をいう。

（なお、事業は終了しているが国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員1.8m以上の道路も含む。）

ただし、農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。

一定要件農道

市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において幅員4m以上である農道に接続した道路をいう。

舗 装 済

農道延長距離のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の延長距離を対象とし、砂利道は含まない。

舗 装 率

農道延長距離のうち、舗装済の占める割合をいう。

ト ン ネ ル 部

農道に係るトンネル部をいう。トンネルとは、山腹、台地、地下、水底等、自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物である。ただし、地下横断歩道、ボックスカルバート、ロックシェッド、スノーシェッド等は含まない。

なお、トンネルの個数については、トンネルが2つの都道府県（市町村）にまたがる場合は、当該トンネルを管理する都道府県（市町村）に、両都道府県（市町村）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（市町村）に、また、2都道府県（市町村）以上にわたって管理区域を有する場合のトンネルについては延長の最も長い都道府県（市町村）に計上する。

橋 り よ う 部

農道に係る橋りょう部で、橋長15m以上のものをいう。

なお、橋りょうの個数については、橋りょうが2つの都道府県（市町村）にまたがる場合は、当該橋りょうを管理する都道府県（市町村）に、両都道府県（市町村）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（市町村）に、また、2都道府県（市町村）以上にわたって管理区域を有する場合の橋りょうについては、橋長の最も長い都道府県（市町村）に計上する。

管 理 主 体

農道を実質的に維持・管理しているものをいう。

また、「土地改良区等」には、農協、農業集落等を含む。

10 利用上の注意

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：0.4km → 0 km）
「－」：事実のないもの
「nc」：計算不能
- (3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和元年農道整備状況調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

11 その他

公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「農道整備状況調査」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noudou/index.html#y> 】

— お問合せ先 —

◎本統計調査結果について
農林水産省 大臣官房統計部
経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業構造統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線3664
（直通）03-3502-8093
FAX： 03-5511-7282

◎農林水産統計全般について
農林水産省 大臣官房統計部
統計企画管理官 広報普及班
電話：（代表）03-3502-8111 内線3589
（直通）03-6744-2037
FAX： 03-3501-9644



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)
<https://www.e-stat.go.jp/>